

令和7年9月3日

中標津町議会議員 後藤 一 男 様

中標津町議会議員 松 村 康 弘

研 修 報 告 書

以下の視察について、次のとおり報告します。

- 1 視察名 議会運営委員会道内視察
- 2 視察先 芽室町議会
- 3 視察日 令和7年8月6日（水）
- 4 視察事項 議会基本条例について
- 5 成果

芽室町議会は3人の女性を含む16名で構成され常任委員会数は2で平均年齢は5月1日現在で61.1歳とのことです。

平成19年3月に自治基本条例、6年後の平成25年4月に議会基本条例を制定、2回の一部改正を経て今日に至ります。

前文に自治基本条例による議会の役割と責務に基づき町長等と緊張関係を保持しながら、町の最高意思決定機関であることを認識し、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展について活動するため、この議会基本条例を定め、それに基づいた活動を行っていくことを目的としています。とされ結果として議決事項の追加として芽室町庁舎建設基本計画、都市マスタープランを議決事項に加えたり、議会としての災害時における対応を加えています。

条例制定後における進行管理が大事であるとして、『自己評価・委員会評価・議会評価』を行い議会活性化計画を毎年新年度に向け策定し、その中で条例の点検、見直しが主体的に行われるよう組立てられており、基本条例を更新するために自主評価が大切なのだと議長が強調されていたのが印象に残りました。

年度当初の活性化計画を策定しホームページに公表して通年議会をフル活用した政策サイクルを廻し、予算・決算審査と連動させ、委員会活動を活性化させ、最終的に町長部



芽室町議会での視察の様子

局等に政策提言を行い、その後進捗状況をチェックするというものでしたが、そこで議長から現在中標津町議会で進行中の代表質問を実行しているシステムについて逆に質問が提起され、こちらからその概要を説明することになりました。

芽室町の政策提言は一年の活動の締めくくりとして町長部局に渡されますが、そこで町長側とのやり取りがなされることはなく、その点で委員会の合意の下に行われる代表質問は政策提言に対し、町長答弁を求め、再質問等もできることなどから、梶澤議長としては議会の権能を強化する視点から、わが町議会の取り組みに注目をされているようでした。

議会を活性化させるために議運は年間 30 回も開催される一方で、それ以外の議員との温度差についても言外に示され、視察を終えて庁舎を出るときにも議長から、委員会における代表質問の過程における委員会全体の合意形成に重きが置かれ、結果として議員全体の意識のボトムアップにつながっていると思いますと話しましたら、「そうです、そこが肝心のところなのです」と話されておられましたので、中標津町議会で現在進行中の代表質問は議会活性化に大きく寄与する取り組みなのだなどと改めて自覚を強めることとなりました。

- 2 視察先 札幌市議会
- 3 視察日 令和 7 年 8 月 7 日(木)
- 4 視察事項 議会基本条例について
- 5 成果

政令指定都市の議会基本条例と道内の町村議会のそれと、大きな違いは会派制において運用されているということであり、代表質問も会派を代表してなされるということで、議会運営は会派を代表する幹事長たちの合意形成の結果である故理解しました。

国の政治の枠組みがそのまま降りてきており、議会基本条例が議会活性化に貢献しているかの検証も会派を代表する 4 名に市民ネットワークのオブザーバーの一人を加えて行われていました。



札幌市議会議事堂にて

条例の第 13 条には会派について明記され、その 2 として、会派は議員の活動を支援するとともに、政策の立案、提言等を主体的に実施するものとする」と記述されており、私の「町村議会においては、会派制をひくところは少ないのですが札幌市議会においてもし会派がなければその運営はどのようなものになるか想像できますか？」という質問に「全く想像できな

い」と回答されて、会派の主導で、例えば政務活動費の使途のチェックも会派が責任をとるのだなとそれなりに得心した次第です。

一方で会派代表質問はあくまでも市民から選挙で選ばれた政党などの一部の声を代表するものであり、私たちの委員会代表質問は所管事項の重要課題を時間をかけて調査研究し原因の合意を経たものを議場に持ち込むという点において、会派代表質問より理事者側にとってはより重いものになると思いました。

私たちの議会基本条例はこの視点に立って、今日積み上げてきている手順をしっかりと継承していくための整備こそが求められるのだと思いました。

- 2 視察先 鹿追町議会
- 3 視察日 令和7年8月8日（金）
- 4 視察事項 議会基本条例について
- 5 成果

鹿追町は人口4,863人、議員定数11人、現在10人で運営されており、任期4年の広報広聴常任委員会を含む3常任委員会で運営されていました。

議長の挨拶の中で鹿追町の基本条例は芽室町のそれを参考につくられたことが語られ、その点では特に留意すべき様な運営にかかる条項はないのですが、会派制をひいていないにもかかわらず、政務調査費が年間12万円を上限に支給され、公費負担で行われる道内外視察の他に、議員が任意の場所を選んで視察研修を行っていて、そのことについて町民から異論が出ていないことがうかがわれ、ますます専門知識が求められる議員活動を支えるためにもこの件は大いに参考にすべきと思われました。

さらに第4条2項のことですが、必要に応じ傍聴人から意見聴取を行い参考としますがその手順を教えてくださいとの問いに、本町議会は町民5名による第三者審議会が設置されている。傍聴にも積極的に参加してもらっている。参加町民からの感想は広報紙などに記載しているとの回答を得ましたが、この審議会は議員報酬を改正する際に諮問されるものです。

委員会代表質問については昨年1年間において行われたことがなく、議会基本条例にも記述がなく、その一方で全員協議会が18回と比較的多く、様々なことが全員参加の協議会において議論され合意に至っているように思われました。

翻って見ると、わが町に比較して町長に対して強く政策提言を行い答弁を求める、町政



鹿追町議会での視察の様子

の傾向ではないことがうかがわれました。

その点、わが町は中標津モデルという他に例のない、町勢の進展が図られている最中であり、現在進行中の議会改革の流れも手作りの作業を試行しつつ、この発展を持続可能なシステムとして文章化し、伝えていく責務があるものと改めて痛感し、この度の調査研究視察のまとめの報告といたします。